古河電工健康保険組合　加入者の皆さまへ

2024年12月2日以降の 受診方法



マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の保険証が廃止され、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みになります。 2024年12月2日以降の　受診方法をお知らせします。

① マイナ保険証　で受診する

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。

② マイナ保険証 ＋ マイナポータルの資格情報画面（スマホ）　で受診する

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナポータルの資格情報画面（スマホ）をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
資格情報画面の表示等については下部の「マイナポータルの資格情報の確認方法」をご覧ください。

③ マイナ保険証 ＋ 資格情報のお知らせ　で受診する

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等であって、スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

④ 健康保険証　で受診する

2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となりますが、現在お持ちの健康保険証については、2025年12月1日まで使用することができます。
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。

【その他】
マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を使用することができない状況にある方については、「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

マイナポータルの資格情報の確認方法

マイナポータルの資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合に、マイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。
マイナポータルにログインできない方は、切り取った資格情報のお知らせをお使いください。

マイナポータルへのログイン方法





① はじめる」を押します



②「登録・ログイン」を押します。



③ ログイン後、「健康保険証」を押します。



④ 資格情報」から、健康保険証情報が確認できます。